

令和8年4月1日

派遣先事業所 様

公益社団法人  
石川県シルバー人材センター連合会  
事務局長 田中 幹樹

派遣会員の通勤手当基準額の変更について（お願い）

日頃より、シルバー人材センター労働者派遣事業（以下「シルバー派遣」という。）をご利用いただき、御礼申し上げます。

さて、当連合会では、シルバー派遣により就業する派遣会員のうち、通勤手当の支給基準に該当する会員に対し、派遣先事業所様のご協力をいただく中、通勤手当を支給しているところですが、国税庁において、令和7年4月1日から通勤手当に係る非課税限度額の見直しが行われたことに伴い、今般、当連合会における通勤手当の支給基準についてもこれに準拠し、別表（通勤手当基準額表）のとおり当該基準額の見直しを行い、本年4月1日から適用することといたしました。

つきましては、本年4月1日以降のシルバー派遣に係る派遣会員の通勤手当については、新たな通勤手当基準額表（以下「新基準額」という。）を適用することといたしたく、何卒、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、新基準額のうち、2 自動車等の使用者のうち使用距離（片道）2 km～5 km未満及び5 km～10 km未満の基準額については、別表2に記載のとおり従前と同額であることを申し添えます。

担当：派遣事業部門  
勝田 英則  
TEL：076-222-4680

2026.04.01～適用

### 通勤手当基準額表 (石川県シルバー人材センター連合会)

1 交通機関等の利用者		
<p>定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる区間については、通用期間が6か月を超えない範囲内で最も長いものに係る運賃等の額に相当する額を当該通用期間の月数で除して得た額、その他の区間については、その使用が最も経済的かつ合理的であると認められる回数乗車券の通勤21回分の運賃等の額とする。(当該運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額が70,000円を越えるときは70,000を1か月あたりの通勤手当の限度額とする。)</p>		
2 自動車等の使用者	所定労働日が 月21日以上 の場合	所定労働日が 月20日以下 の場合(日割 計算÷21日)
使用距離(片道)に応じた額	月 額	(日 額)
2 km以上 5 km未満	2,700円	(129円)
5 km以上 10 km未満	4,200円	(200円)
10 km以上 15 km未満	7,300円	(348円)
15 km以上 20 km未満	10,400円	(495円)
20 km以上 25 km未満	13,500円	(643円)
25 km以上 30 km未満	16,600円	(790円)
30 km以上 35 km未満	19,700円	(938円)
35 km以上 40 km未満	22,800円	(1,086円)
40 km以上 45 km未満	25,900円	(1,233円)
45 km以上 50 km未満	29,100円	(1,386円)
50 km以上 55 km未満	32,300円	(1,538円)
55 km以上	38,700円	(1,843円)
(注)	自動車等 … 自動車その他の交通用具	

3 通勤距離が片道2 km未満の者には支給しない。

4 上記1及び2を利用する者は、その合計額とする。

ただし、合計額が70,000円を越えるときは、70,000円とする。

2026.04.01～適用

## 通勤手当基準額表 (石川県シルバー人材センター連合会)

## 1 交通機関等の利用者

定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる区間については、通用期間が6か月を超えない範囲内で最も長いものに係る運賃等の額に相当する額を当該通用期間の月数で除して得た額、その他の区間については、その使用が最も経済的かつ合理的であると認められる回数乗車券の通勤21回分の運賃等の額とする。(当該運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額が70,000円を越えるときは70,000円を1か月あたりの通勤手当の限度額とする。)

2 自動車等の使用者 使用距離(片道)に応じた額	所定労働日が 月21日以上 の場合	所定労働日が 月20日以下 の場合(日割 計算÷21日)	新・旧 基準額 の差額
	月額	(日額)	(日額)
2 km以上 5 km未満	2,700円	(129円)	0円
5 km以上 10 km未満	4,200円	(200円)	0円
10 km以上 15 km未満	7,300円	(348円)	10円
15 km以上 20 km未満	10,400円	(495円)	19円
20 km以上 25 km未満	13,500円	(643円)	29円
25 km以上 30 km未満	16,600円	(790円)	38円
30 km以上 35 km未満	19,700円	(938円)	48円
35 km以上 40 km未満	22,800円	(1,086円)	57円
40 km以上 45 km未満	25,900円	(1,233円)	71円
45 km以上 50 km未満	29,100円	(1,386円)	138円
50 km以上 55 km未満	32,300円	(1,538円)	205円
55 km以上	38,700円	(1,843円)	338円

(注)

自動車等 … 自動車その他の交通用具

## 3 通勤距離が片道2 km未満の者には支給しない。

## 4 上記1及び2を利用する者は、その合計額とする。

ただし、合計額が70,000円を越えるときは、70,000円とする。